

議案第51号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、
「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事
業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他
の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護
者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を
講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、
著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加え
る。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神
上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。